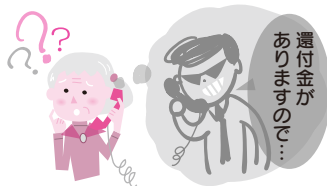


**振り込め詐欺に注意して!!**

**Q** 振り込め詐欺の被害が急増しているようですが、被害に遭わないための注意点を教えてください。



**A** 振り込め詐欺の手口は次の4つに分けられ、それぞれのケースに応じた対策が必要です。

**①いわゆる「オレオレ詐欺」**

子や孫、警察官、弁護士などを装って電話をかけ、交通事故の示談金などの名目で現金を口座に振り込ませだまし取る。最近ではあらかじめ「携帯電話の番号が変わった」などと連絡し、数日後に振り込みを求める電話がかかってくる事例も多くなっている

**対策**…すぐに振り込まない。一度電話を切り、落ち着いて本人や家族に連絡を取り、相談・事実確認する

**②架空請求詐欺**

身に覚えのない有料サイトの利用料金や債務の返済などを口実として、不特定多数の人に電子メール、はがき、封書などで請求して振り込ませだまし取る

**対策**…身に覚えのない請求があっても支払わず、無視する。相手に連絡しない。名前など個人情報を教えない。万が一、裁判所からの通知が届いた場合は、すぐに消費生活センターに相談する

**③融資保証金詐欺(貸します詐欺)**

お金を借りたいと申し込んだ人から、保証金などを名目に現金を振り込ませ、実際には融資することなくだまし取る

**対策**…融資の前に何らかの費用を必要とするものは信用しない

**④還付金詐欺**

「税金や年金の還付金があるので携帯電話を持ってATMに行ってください」と電話し、受け取る手続きと誤解させてATMを操作させ、口座間送金でお金を振り込ませだまし取る

**対策**…税務署や社会保険事務所が還付金の支払いのためにATMの操作を求めることはないため、要求に応じない

被害に遭わないためには、事実や支払いの根拠を確認するまでは絶対にお金を振り込まない。万が一、振り込んでしまった場合は、すぐに警察と金融機関に届け出てください。

また、「振り込め詐欺救済法」が今年の6月に施行されました。被害に遭った人は、振込相手先の金融機関に相談してください。詳細は預金保険機構ホームページ(<http://www.dic.jo.jp>)で確認できます。

※くわしくは消費生活センター(☎23-1161)へ。

**情報管理の注意点は?**

**護** 今度、サークルの名簿の管理をすることになったんだ。名簿には、会員の住所や氏名など、多くの情報が記載されているんだけど、例えばサークルや自治会・町内会なども個人情報保護法に規定される事業者として、情報を取り扱う必要があるのかな。

**保子** 個人情報保護法に定める義務規定が適用される事業者は、「5,000件を超える個人データ(特定の個人情報を容易に検索できるように構成したデータベースの中の個人情報)を事業活動に利用している者」と規定されているわ。

**護** じゃあ、保有している個人のデータが5,000件を超えていないサークル、自治会・町内会などは、個人情報保護法に定める事業者の規定は適用されないんだね。

**保子** そうね。当然、個人にも適用されることはないわ。ただ、義務規定の適用がなくても、法律の趣旨を踏まえた適切な取り扱いが求められるから、情報の管理には気を付けないとね。

**護** サークルや自治会の会員などの情報を取り扱う上で、ほかに注意すべきことはあるのかな。

**保子** 個人情報保護法が適用されない場合でも、

- 個人の私生活に関する情報
  - 一般の人に知られていない情報
  - 一般的に公開を望まないと考えられる情報
- これらに当てはまる情報をみだりに漏らした場合は、いわゆるプライバシー権の侵害として、民法上の不法行為責任や刑法上の名誉毀損罪に問われる場合があるから、名簿の取り扱いなどには注意が必要ね。



このコーナーでは、学生の護くんが市役所に勤める保子さんに疑問を尋ねるかたちで、個人情報保護のいわゆる「過剰反応」について学んでいきます。総務課ホームページ(<http://www.city.narita.chiba.jp/sisei/sosiki/somu/index0000.html>)でも具体的な事例を紹介していますので、ご覧ください。

※消費者の個人情報に関する相談は消費生活センター(☎23-1161)へ。くわしくは総務課(☎20-1510)へ。